

「金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針の一部改正(案)」に対する パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

1. 開示告示

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行法施行規則 第十九条の二第 一項第五号二等 の規定に基づき、 自己資本の充実 の状況等につい て金融庁長官が 別に定める事項 別紙様式第一号 の二 別紙2 (注) e	<p>(算式にある) 通貨 c の考え方については、計測手法に 応じてどの通貨のショック幅を適用するかの対象は変わ り得るという理解でよいか。</p> <p>例えば、円建てで投資しているファンドの裏付け資産 に海外通貨建ての証券が含まれるような場合、ルックス ルーして個々に計測する場合には、個々の裏付け資産を 通貨ごとに分類して、所定の通貨に係るショック幅を適 用することが考えられる。</p> <p>一方、ルックスルーが困難な場合で、何らかの仮定を おいて計測する場合には、仮定に応じて円貨のショック 幅を適用することも考えられる。</p> <p>また、このような場合であっても、「ΔEVE 及びΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提」や「計測値の解釈 や重要性に関するその他の説明」にあたるような内容で なければ、定性的な開示事項として記載する必要はない という理解でよいか。</p>	<p>金利リスク量の計測において、どの通貨の金利ショック幅を適 用するかにつきましては、商品及び取引ごとに、開示告示の定 めに従って適切に適用することが求められます。</p> <p>例えば、ファンドの裏付け資産の中に金利リスクを有する海外 通貨建ての証券が含まれている場合には、可能な限りルックス ルーにより個々の裏付け資産を通貨ごとに分類してショック 幅を適用する必要があります。</p> <p>ルックスルーができない合理的な理由がある場合には、(例え ば、当該ファンドの運用方針に定められた通貨の割合を参考に して) 簡便的かつ保守的な方法でショック幅を定め、適用する ことが考えられます。その際、定性的な開示事項として、ルッ クスルーができないファンドに対するショック幅の適用方法 について記載する必要があります。</p>
2	(同上)	4 シナリオ (スティープ化、フラット化、短期上昇、短	他のリスクカテゴリーと同様に、別紙様式の行 (シナリオ) を

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
	(注) k~n、s、t	<p>期低下)のうち、記載しないこととしたシナリオについては、「当該欄に斜線を付す」の他に「当該欄を削除する」ことも許容いただきたい。</p> <p>また、ΔNIIについても、2019年3月末分の開示にあたっては、全欄が斜線となるため、同様に「当該欄を削除する」ことを許容いただきたい。</p>	<p>削除することは想定しておりません。</p> <p>ただし、「前期末」の欄(列)や、ΔNIIの欄(列)について記載することを要しないとされる期間においては、当該様式の欄(列)を削除した様式による開示でも差し支えありません。</p>

2. 開示に関する監督指針

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
3	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-9-4-4 (2) ⑩ロ. 流動性預金の平均満期</p>	<p>「流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期」については、コア預金ではなく、流動性預金全体について想定しているという理解でよいか。</p> <p>例えば、保守的な前提により、流動性預金全体のうち50%の金額をコア預金としたうえで、平均満期2.5年で割り振った場合には、流動性預金としての平均満期は1.25年という理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
4	(同上) 流動性預金の平均満期・最長満期	<p>「流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期」と「流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期」については、当局宛報告では、ΔEVEに限って報告事項となっているが、開示についてもΔEVEを想定していると理解してよいか。</p>	<p>「流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期」「流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期」をΔNIIの算出にあたり使用するとしても、ΔEVE算出の際に使用する数値と異なるものを使用することは想定しておりません。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			このため、開示にあたっては Δ EVE もしくは Δ NII に分けて開示するのではなく、両者に共通した数値として開示頂くことを想定しております。
5	(同上) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提	現行の開示では、コア預金について「明確な金利改定間隔がなく、お客様の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金」と説明している(中小・地域向け監督指針Ⅱ-2-5-2 (2) ②を参考にした記載)。 今回の改正では、コア預金の定義について特に修正はないが、引き続きこのような考え方で差し支えないか。	コア預金の定義については、今回の改正において特に修正は加えておらず、改正前と同様の考え方で差し支えありません。
6	(同上) Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	「 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提」や「計測値の解釈や重要性に関するその他の説明」について、想定している内容はあるか。	想定する内容は、例えば以下の項目を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・金利リスク量を計測する際に金利ショックを与えるレート(OIS、Libor、Tibor 等) ・リスクフリーレートに対する参照金利の追随率 ・参照金利間の相関 ・クレジットスプレッドの考慮の状況 ・流動性預金の滞留・固定金利貸出の期限前返済・定期預金の早期解約以外で考慮している行動オプション ・考慮していない行動オプションで金利リスクへの影響が大きい要素

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
7	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-9-4-4 (4) 通貨ごとの内訳に係る留意点の削除	閾値の「5%」については、監督当局が提示する目安としては削除するものの、従来から、当局宛報告において円建てに含めて測定するための閾値としても利用されてきた。 バーゼル委の最終文書における標準的手法においても、計測対象の通貨の閾値として「5%」の記載があることを踏まえ、各金融機関が内部管理上の重要性判断の参考とすることも考えられるという理解でよいか。	計測対象については、合意文書「銀行勘定の金利リスク」を参考に、資産または負債の5%を占める通貨は必ず対象としつつ、5%未満の通貨であっても、重要性に鑑みて金利リスク管理の観点から無視できないものは対象に含める必要があります。
8	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-9-4-4 (2) 定性的な開示事項	「ロ. 金利リスクの算定手法の概要」のうち「前事業年度末の開示からの変動に関する説明」の考え方について、改正適用初年度（平成31年3月末分）の開示においては、金利リスクのモニタリング手法等の見直しに伴う金利リスク量の計測手法の変更等（例えば、金利ショック幅の変更等）があった旨の説明も含めて記載する必要があるのか。	改正適用初年度の開示では、今般の見直しに伴う変更（開示告示に規定する金利ショック幅の変更等）については、開示をする必要はありません。 一方で、内部モデルを新たに利用するなど、今般の見直し以外の理由で金利リスク量の計測手法の変更を行った場合には、「前事業年度末の開示からの変動に関する説明」として、その特徴や計測結果に大きな影響を与える要因を記載する必要があります。
9	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-9-4-4 (4)	今回の見直しで定量的な開示事項の⑥が削除となり、「資産の5%以上である場合は必要に応じて～」の線引きがなくなった。それに伴い、全ての通貨に関して金利ショック増減額を算出しなければならないこととなるのか。 また、この項目の削除に関連して、円建て外国債投信	計測対象については、合意文書「銀行勘定の金利リスク」を参考に、資産または負債の5%を占める通貨は必ず対象としつつ、5%未満の通貨であっても、重要性に鑑みて金利リスク管理の観点から無視できないものは対象に含める必要があります。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
	定量的な開示事項	のショック増減額およびそれに対する EVE 計測対象額は円通貨で算出するのか、該当外国通貨で算出するのか確認させていただきたい。	<p>例えば、円建て外国債投信のショック増減額およびそれに対する ΔEVE につきましては、可能な限りルックスルーにより当該投信の個々の裏付け資産の通貨ごとに算出する必要があります。</p> <p>ルックスルーができない合理的な理由がある場合には、(例えば、当該投信の運用方針に定められた通貨の割合を参考にし) 簡便かつ保守的な方法でショック幅を定め、適用することが考えられます。</p> <p>その際、定性的な開示事項として、ルックスルーができない投信に対するショック幅の適用方法について記載する必要があります。</p>

(以 上)